

選挙カー運動の時間短縮と投票時間の繰り

上げについて

大野 栄 光

【質問】議員などの候補者が選挙カーで懸命に政策を訴えている事がややもすると市民の皆様には夕方家族タイムに不快感を与えていたかも知れない。

また、投票時間においては午後8時まででは長すぎるとの声もあった。午後6時までが妥当ではないかと考えるが、市長の所見を伺いたい。

そこで選挙カーの街宣活動を午後5時までとし、市民の皆様にご理解をいただきたいと思う。

○その他の質問
公用車の小型化について

自治基本条例制定の検討について

佐久間 儀 郎

【質問】本市では、「市民総参画の共創」をキーワードに市民参加型の市政、市民と『協働』のまちづくりを目指している。推進には、行政側のアイデアのほかに、住民を巻き込んだ政策決定、自己決定の仕組み、道筋が求められる。

行政活動への住民参加手続きを規定する、例えば「住

民参加条例」さらには住民と行政の役割分担等を定める「自治基本条例」の制定を検討すべきものと思料するが、市長の見解を伺う。

○その他の質問
1、広報広聴事業について
2、「市民後見人の養成」について

【答弁】【市長】選挙用自動車上において、選挙運動の連呼行為については、公職選挙法により午前8時から午後8時までの間に限り認められており、これを条例等で規制することは公職選挙法に定める選挙の自由妨害になるので、制限できない。

投票所は、同法第40条により午前7時に開き午後8時に閉じるとされているが、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の

【答弁】【市長】市民がまちづくり、地区づくりに参加をしてきていると認識しているところである。

一例をあげると、南中学校の校舎建設にあたっては、生徒、教師、保護者、地区民を対象としたワークショップを開催し、その意見を基本計画、実施計画に反映している。

また、地区公民館をまちづくり協議会が指定管理者として受託、運営をしていただいでいる。

さらに、各審議会において

投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、閉じる時刻については4時間以内の範囲で繰り上げることができるとされている。

市内7カ所の投票所で繰り上げ投票が実施されているが、特別の事情はあくまでもそれぞれの投票所について検討されるべきものであり、市町村単位での一律繰り上げを行うことについては、公職選挙法の解釈上、違法となるおそれがあるとの指摘もあることか

も市民が委員となりご意見を出していただいている。

このように、本市ではまだ市民参加条例、基本条例が制定されていないが、種々市民参加を進めている。

こうした取り組みが一過性に終わることのないように、継続的に発展的に行うためには、いずれ条例制定も検討しなくてはならないと認識しているが、まずは市民の動機づけなどを含め意識改革に努めてまいりたいと思っている。

ら、宮城県選挙管理委員会では慎重な検討が必要であるとの見解を示している。

平成15年から導入された期日前投票により午後6時以降の投票者数は減ってきているが、昨年の市議会議員選挙では、午後6時から午後7時までの投票者が白石市全体で833人である。これは投票者の4・10%になっており、午後7時から8時までが458人で、2・25%になっているため、一律に投票時間を繰り上げる状況にはないと思われる。

